

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
本日は、一問一答の発言順序等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 質疑並びに一般質問（一問一答）について**

**(1) 各会派の発言者数及び発言時間**

明神委員長 初めに、各会派の発言者数及び発言時間についてである。  
1 ページの資料 1 に記載のとおり、自由民主党が 7 人で 350 分、県民の会が 2 人で 80 分、日本共産党が 2 人で 80 分、公明党が 1 人で 35 分、一燈立志の会が 1 人で 35 分、青山の会が 1 人で 20 分との届出があったので、御了承願う。

(了 承)

**(2) 質問者の発言順序等**

明神委員長 次に、質問者の発言順序等についてである。  
発言順序については、2 ページの資料 2、日程案を御覧願う。  
申合せでは、原則として会派の所属議員数の多い順とし、一巡後は、一会派に片寄らないようにするとのことであるので、  
10月5日火曜日の午前中は、自由民主党、県民の会、日本共産党  
午後には、公明党、一燈立志の会、青山の会、自由民主党、  
県民の会  
10月6日水曜日の午前中は、日本共産党、自由民主党  
午後には、自由民主党、自由民主党、自由民主党、自由民主党  
の順序にしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
審議時間については、10月5日は5時間10分、10月6日は4時間50分、また休憩は議長の判断で適当な時期に取ることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

(吉岡議事課長、挙手)

明神委員長 吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長 一問一答の議事運営について、1点御説明を申し上げます。資料3ページを御覧願う。

一問一答の2日目、10月6日水曜日午前11時から、Jアラートー全国瞬時警報システムの受信及び情報伝達手段の起動を確認するため、情報伝達試験が全国一斉に行われる。Jアラート用の放送設備からチャイム音に続き、これはJアラートのテストですなど、30秒間の放送が流れる。本会議場にも放送設備があるので、放送が流れる。このため、この放送が審議時間と重ならないよう、1人目の質問と2人目の質問の間の休憩時間を、若干長めに取っているため、御了承願う。

なお、これは情報伝達確認のための試験であるため、議員の皆様などが身を守る姿勢や、避難行動を行う必要はない。

以上である。

明神委員長 それでは、事務局の説明のとおりで、御了承願う。

(了 承)

**(3) 発言時間等**

明神委員長 次に、発言時間等についてである。  
各議員の持ち時間の範囲内で答弁も含めて終わるように、また発言者は議長の許可を得た後、発言するというので、御協力願う。  
以上、ここまでが一問一答についてである。

**2. 決算特別委員会について**

**(1) 委員数及び委員の構成割合**

明神委員長 次に、決算特別委員会についてである。  
このことについては、前回の議運において質問最終日の10月6日水曜日に設置することをお決めいただいた。  
また、委員数及び委員の構成割合については、一燈立志の会から申合せのとおり総務委員会と同じ構成とすると交渉会派であっても委員になれないため、議運と同じ構成とすることなどについて検討してもらいたいとの御発言があり、会派に持ち帰って検討の上、次回の議運で協議することとしていた。  
それでは、今回の決算特別委員会の委員数及び委員の構成割合について、各会派の検討結果をお伺いする。順次、御発言願う。

梶原委員 決算特別委員会の委員数及び委員の構成割合について、一燈立志の会から議運の構成に変更してほしいとの申入れがあり、その件について会派で協議をした。  
協議結果については、基本的には皆さんに均等に機会があるような配分が大原則であるということは一貫しているが、均等に機会がというのが今の申合せである総務委員会の構成割合なのか、他の特別委員会のように議運の構成割合なのか、その点については少し意見が分かれている。今、ちょうど欠員があるという状態で見直したらどうかという意見もあれば、これまで申合せで決まっていることを簡単に変えるべきではなく、きちんと議論をしてその上で検討をするべきだというような様々な意見があった。今回は、もう任期も半分過ぎていて残りの期間も限られていることを鑑みれば、申合せを極端に変えるということは見送るべきだということになった。

その上で、一燈立志の会からの申入れである、交渉会派できちんと議会のチェック機能を強化するためにも決算特別委員会に入りたいという趣旨も理解できるので、他の会派への提案であるが、これまでどおり総務委員会の構成割合とするときに、定数10名だが欠員が出て9名となっている。今回の決算特別委員会の委員数を本来の10名とするのか欠員のため9名とするのか、ちょうど申入れがあっているので今回については欠員の1名を一燈立志の会にお渡ししてはどうかと思う。その点について、この議運で全会一致であれば今回はその形にして、来年度においてはそれぞれの会派で調整を行うことができるということにしておいて構成割合を総務委員会から議運に変えることについては改選以降に議論してはどうかという意見である。

坂本委員 一燈立志の会が言われる決算特別委員会で少数会派が意見反映をするということは大変なことだが、先ほど梶原委員が言われたように申合せを今の段階で急遽見直すことにはならないし、今回は欠員が出たからこういう要請があったが、欠員がなかったらこういう要請は多分ないんだろうと。だとしたら、それは次に向けて抜本的な申合せの見直しの議論をするべきではないかというような意見が会派としての取りまとめである。

今回については、9名のままで総務委員会の構成でいくことが望ましいというこ

とである。

米田委員

今回は申合せどおりでいくべきだと。平成3年からずっと総務委員会の構成でやってきたし、平成19年から14年間にわたって全会派で一致して、総務委員会の構成で議論するのが一番合理的、実質的だろうと長年やってきているので、非常に大事にしないといけないし、それを変わるとなれば時間を取って議論をするべきだと思っている。

少数会派の問題については、うちも少数会派のときがあったわけで、皆の意見が反映されるということは大事にしているが、総務委員会に1人会派が所属していても決算特別委員会には参加できる。そういう点では民主的な側面を持っているので、そういう経過を捉えてもらいたいのと、今回意見が出ているが、率直に言ってベテランの会派、議員で、総務委員会から外れれば決算特別委員会には参加できないという申合せを承知している上で所管の委員分担を交代してきたので、欠員だからといって突然一燈立志の会に入ってもらおうというのはあまり道理にならないし、これまでのルールを堅持して次回に向けて議論するのが筋ではないかと思う。

2つの会派から異論が出る形になっているので、ぜひ今回は通常どおりというのが議会運営委員会の取るべき道ではないかというのが、会派の意見である。

黒岩副委員長

今までの経緯もあるのでそれを加味しながら、要望等も出てきているという背景もあることから、議論をした上で結論を出すべきではないかと思う。

明神委員長

一燈立志の会から、改めて御意見があればどうぞ。

大石委員

申入れに対して各会派で真摯に議論をいただいて誠にありがとうございます。

今、いろいろと御指摘いただいたが、交渉会派であっても人数が4人に足らなければ全ての委員会に関わることができないということもあるし、予算と決算は一体であるので、決算の審査に参加をさせていただきたいという思いはある。

その中で、米田委員から御指摘いただいたが、もともとそういうことは分かっていたので総務委員会に1人は出すという要望はこれまでできてきている。今回も総務委員会に入りたかったが、2人会派が入り続けるのはどうなのかということもあって今年は涙をのまざるを得なかったという事情がある。そういう中で、交渉会派の意味ということも少し御検討いただければと思うが、決算というのは議会にとって非常に重要であるので、ぜひとも引き続き議論いただけたらと思う。

梶原委員

それぞれの意見を聞いて、少しお聞きをしたい点がある。まず、県民の会に、総務委員会に欠員が出ている状態の9名でいくべきだという御意見だったと思うが、通常であれば10名であるので、そこは1名でも多くの委員が入って議論することが議会のチェック機能の強化にもつながると思う。そこを10名ではなくて9名でいくという大まかな理由を聞かせていただきたい。

日本共産党には、先ほど米田委員が総務委員会から外れれば決算特別委員会には入ることはできないと言ったが、平成3年に決算特別委員会はメンバーも総務委員とするという申合せをした後に、平成7年に議運で構成割合は総務委員会であるが、会派の中で総務委員に限らないという申合せに変えた。したがって、総務委員でなければ決算特別委員になれないというのは現状とは違う。その点を考えて、日本共産党も通常どおりと言われたが、通常どおりというのは10名で行うのか、欠員が出ている9名で行うのが米田委員の思われる通常なのか、どちらなのかを聞かせていただきたいと思う。

坂本委員

今回9名になっている状況を1名入れて10名にしたとき、来年はどうするつもりなのか。

- 梶原委員      そこは、本来は37名の県議会議員の中で総務委員会は人数的にも必要ということ  
で10名にしているの、来年についても10名を基本に考えたらいいのではないかと  
思う。ただ、申合せを変えろという抜本的なことは時間を取って議論すべきで、来  
年度秋の決算においては、先ほど申し上げたが会派間で調整がつけば流動的な話し  
合いもできるというくらいにしておいたほうが議論しやすいと思う。
- 坂本委員      来年も10名でいくというふうになったときに、現状と変わらなければ2名の交渉  
会派が2つできる。そうなったときに、その2つともが総務委員会に入っていない  
と、けれども決算特別委員会には入りたいとなったときに、それまで総務委員会に  
入っていた会派が人を減らさなければならないというようなことも出てくるのでは  
ないかと。そういうことも考えたら、今回緊急に10名にするために1名入れるとい  
う今までと違うやり方は望ましくないのではないかとというのが意見である。
- 梶原委員      坂本委員の話で私と理解が違うのは、今回総務委員会の構成割合を変えるわけ  
ではないので、もし仮に県民の会、日本共産党の5名の中で総務委員会2名でいくこ  
とになれば、それは2名がそのまま決算特別委員会にいくというのが申合せを変え  
ないということなので、そこの懸念はない。少しでも多くの委員で決算を審議す  
るという意味においては、本来は総務委員会は10名であるので10名がきちんと入っ  
たほうが議論が進むのではないかとという点で、次回は欠員1名分をどうするかとい  
うのはそれなりに話し合いをしたらよいのではないかと。会派間できちんと公正にと  
いうことであれば今の構成割合に貼り付けるのか、そのときに皆さんでまた協議を  
して交渉会派に入ったらいいのではないかなど、そこは流動的にしたらよいのでは  
ないかと思う。
- 坂本委員      想定されることがいろいろと出てくるので、やはりこの段階で今回今までの申合  
せと違う形を取るのはいかがなものかというのが結論である。
- 森田議長      それぞれの会派の話を聞く中で、急遽今までの慣例、ルールを全部変えるとい  
う話ではなく、次回の話であるし、次の任期の話でもあるし、必要があればその都度  
ルールを決めていけばいいが、今回1人欠員になって決算がいよいよ始まろうとす  
るときに、去年度の政策効果がどう上がったのかということをしてできるだけ多く議  
員が参加して、いろいろな目線で確認し合う。  
    枠としては10人あるので、めったに議論に参加する機会がないのでぜひとも参加  
したいという話があれば、今回は特例の事情で1人でも多くの議員に参加してもら  
い政策効果を確認できる決算特別委員会を行うということで、県民のための決算特  
別委員会が多く意見の中で経過することを希望する。これを既定路線とするわけ  
ではなく、新たにルール化するわけではないので、ぜひとも今回は1人でも多くの  
議員が参加する決算特別委員会になってほしいと思う。
- 米田委員      あくまでも総務委員会の構成割合で各会派は出すということになっているわけで、  
長きにわたって総務委員会が歳入を扱い、全体の議論がしやすく効果的で、なおかつ  
現実的には総務委員会の各会派の構成割合も大きく変わることはほとんどなく決  
算委員が所属してやってきている。それが望ましいということでやってきているの  
で、そこは大事にしないといけないというふうにする。  
    それと、確かに定数は10人だが、それよりも今までの長きにわたる申合せに基づ  
いた運営のほうが大事である。しかも、決算の認定は地方自治法に基づく議会の役  
割だが、決算認定は決算特別委員会に参加しないとできないわけではない。途中で  
1人空いたから入るといって御都合主義ではなく、9人に減ったときは9人でやらな  
いといけないのではないかと。その構成割合で議論をしていく決算特別委員会をつく

るということをするべきだと思う。通常の特別委員会とは違う性格を持っているのでそのやり方でいいのではないかな。

明神委員長 いろいろと意見があったが、整理すると、やはり予算にしても決算にしても県民のための議論をするわけであるので、梶原委員も言われたように、1名分の欠員を、要望もあっているので今回に限り10名で議論をするというようにし、これは今回限りで先例としないこととしてはと思うがどうか。

米田委員 従来のルールに基づく特別委員会の決定ではないということだね。

明神委員長 これは先例とせず特例とする。1名欠員が出たので補充し10名とする。

米田委員 県民に説明できない。多いほうがいいから10名でいくとすれば、その会派は例えば総務委員会へ所属を変えてまで本来はやるべきではないか。そういう性格であると思う。総務委員会が9名に減ったが、もともと10名で始まったから1名足してそこへ2人会派が入るといふ例外は駄目である。

明神委員長 基本的な考え方は県民に説明できると思う。予算にしても決算にしても県民のための議論をするわけである。1名でも多く入って議論をする。

米田委員 それは違う。そうであれば従来のルールを守らないといけな。

明神委員長 ルールは守っている。

米田委員 守っていないではないか。

明神委員長 今回は先例とせず、特例ということ。

梶原委員 今回は県民の会と日本共産党の意見があるので、いますぐ申合せを変えるということではないし、従来どおりというの何がルールで何がルールでないか曖昧な状況で、これまでの申合せが総務委員会の構成割合とするというのが、私たちは通常の総務委員会の構成割合10人というのがこれまでの申合せという認識である。県民の会と日本共産党は1人減になっているからそれが従来どおりという認識の違いなので、何を変えるわけではなく、この議運で申合せが総務委員会の定数が10人なのか9人なのかということとはどちらかに結論を出さないと話が前に進まないと思う。

議会運営上、それぞれの言い分で対決するべきものではないので、お昼に会派間で協議をさせていただいて、納得できるようであれば今回は皆さんでそうしようという形にさせていただいたらよいと思うし、それがなければこれまでの申合せの、総務委員会の定数の認識は統一しないといけないと思う。協議が調わなかった場合にはお昼に議運を開いて決めてはと思うので、会派間で協議をする時間をいただきたいと思うが、委員長いかがか。

坂本委員 持ち帰って協議をするが、欠員が1人という認識に立った場合に、その欠員を埋めるのは2人会派からが妥当なのか、あるいは割り振りし直して、例えば自由民主党からもう1人入るといふのが本来あるべきことなのかという議論も実はあると思う。そこをどうするかというの併せて議論していただきたい。

明神委員長 今回は、希望があった一燈立志の会からということで議論を進めてもらえればと思う。

### R3. 9. 29 AM 議会運営委員会

- 梶原委員 先ほど坂本委員が言われたように、まず9人か10人かどちらが申合せの定員なのか決まった後、その1人をどうするかはいろいろと協議があると思うので、そこは決めきる話ではない。今回はたまたま一燈立志の会から提案があったのでそうしてはどうかということであるので、10人が定員となったら欠員をどうするかは改めて協議を行い、調整がついて皆さんと一致できれば一番いいと思う。決して決めきる話ではなく、少数会派から必ず出すということではないという認識である。
- 米田委員 申合せを一旦凍結することになる。10名か9名かが大事ではなくて、今ある総務委員会に所属する定数でやるのがこれまでの申合せの協議の…。
- 梶原委員 今までの申合せと総務委員会の構成割合によるというのが通常の総務委員会の構成割合なのか、現状欠員が出ている状態が通常なのか、事務局はどういう受け止め方なのか。
- 吉岡議事課長 明確に取り決めた申合せはない。ただ、過去には定数10名のところ9名になって9名で構成した事例はある。
- 梶原委員 明確な申合せはないということであるので、認識の違いである。私たちは本来の総務委員会の定数が今回の総務委員会の構成割合によるという認識であるので、そこはいくら言っても、欠員が出た状態の総務委員会の構成割合にすることがこれまでの申合せに反することではない。最終的にはどちらかに決めないといけないので、事前に協議で決められないかという提案をしている。
- 米田委員 今も言われたように、真剣な議論をして9名のときは9名でいった。先例を大事にしないといけないのではないのか。最大会派の自由民主党も認めて9名としているわけである。それを今覆すべきではないというふうに思う。あたかもルールを守っているかのような話をしているが、そうではない。少なくとも凍結。
- 明神委員長 これは持ち帰っても一緒ではないか。
- 米田委員 一緒かどうかは分からないが。
- 梶原委員 会派間の調整ができていないので、協議が調ったらそれで、調わないならそれなりの進め方があるので、そのための時間をいただけないか。
- 大石委員 我々の会派の申し出からいろいろな議論をいただきありがとうございます。持ち帰ってまたお昼にということだが、最も大事なことは決算特別委員会が円滑に進むことであり、どんな結果になってもそれは受け入れるということであるのでよろしく願います。
- 明神委員長 御意見が一致しないようであるが、今後の決算特別委員会の円滑な運営のためには、本日中に会派構成を決定の上、各会派から名簿を提出していただく必要がある。そこで、この件については再度持ち帰っていただき、各会派で調整の上、本日再度議運を開き、決定することといたしたいと思うが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 明神委員長 それでは、さよう決する。  
議運開会の時刻は本日の本会議の審議状況にもよると思われるが、午後0時30分をめどとすることではいかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、次回の議運の開会時刻は本日午後0時30分をめぐり、変更の必要が生じた場合には事務局から連絡させることとするので、御了承願う。

(了 承)

### 3. 議員派遣について

#### (1) 第21回都道府県議会議員研究交流大会

明神委員長

次に、5ページの資料4、議員派遣についてである。  
第21回都道府県議会議員研究交流大会への派遣については、前回の議運で議員派遣は2名を限度としていたが、募集の結果、1名の参加希望があった。  
については、参加希望のあった横山文人議員を議員派遣の対象とすることにいたしたいと思うので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

なお、議員派遣については、会議規則により議会の議決が必要であるので、正副委員長でその案を作成し、資料4にお示ししてある。  
この案により、議運の委員の連名で、質問最終日10月6日水曜日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。  
なお、議事手続については、10月6日の議運で改めてお諮りすることとする。

(了 承)

### 4. その他

#### (1) 意見書・決議案の提出期限

明神委員長

次に、その他である。  
まず、会派提出の意見書・決議案がある場合は、一括質問最終日10月1日金曜日の本会議終了後、1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。

#### (2) 県議会議員と高校生との意見交換会

明神委員長

次に、6ページの資料5、県議会議員と高校生との意見交換会についてである。  
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

県議会議員と高校生との意見交換会について御説明させていただく。6ページの資料5を御覧願う。

県議会議員と高校生との意見交換会について、教育委員会の主催により平成29年度から実施されており、県議会としても積極的に協力していくこととされている。  
このたび、教委から引き続き主催者教育の一層の推進に向けて意見交換会を計画しているため、各校への議員の派遣について協力を賜りたいとの依頼があった。

7ページを御覧願う。

今年度の実施内容であるが、7ページの下半分の表に記載のとおり、高知国際高等学校と宿毛高等学校の2か所で行うこととし、開催時期は高知国際高等学校は2月上旬を予定ということで具体的日程はまだ決まっていないが、午後の2時間程

度グループ討議で、また宿毛高等学校では2月18日金曜日の午後2時間半程度生徒との座談会形式で行う予定となっている。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高知追手前高校が中止となり、宿毛工業高校1か所のみで開催となったが、6名の議員に参加をいただいた。本日御出席いただいている委員の中では、大石委員に御参加をいただいている。ありがとうございました。

参加した高校生にとって政治を身近に感じることでできる大変貴重な時間になると考える。

後日、詳細な日程が決まり次第、事務局から御案内に参るので御協力をお願いします。

以上である。

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

明神委員長 それでは、説明のとおりで御了承願う。

(了承)

### (3) その他

明神委員長 最後に、その他で何かないか。

黒岩副委員長 3人会派から2人会派になったことにより今まで公費で設置されていた控室のファクスが撤去された。会派としてはファクスが必要なので用意はしているが、議運での決定が平成8年7月となっており、公費での設置は3人以上の会派ということだが2人が交渉会派ということであれば2人以上に変更してもよいのではないかと考えたので、今後の議運で協議いただければありがたいと思う。

明神委員長 ただいま、黒岩副委員長から、議員控室へのファクスの設置については3人以上の会派に公費で設置するとの議運決定事項の見直しについての提起があった。この件について、御意見があればどうぞ。

米田委員 交渉会派についてはどうするかということで2人になったが、そのときの前後は時期的にはどうなっているか。見直しは行われていなかったのか。

黒岩副委員長 ファクス設置については3人以上というのは平成8年の決定事項なので。

米田委員 交渉会派は2人というのが後か、新しいのか。

吉岡議事課長 昔は交渉会派が3人以上となっていたが、2人以上に見直しがされている。ただ、ファクスの公費での設置が3人以上というのはその後の決定事項で、その辺の事情が不明確となっている。

米田委員 わざわざ2人から3人変わったわけか。また調べておいてほしい。

梶原委員 先ほどの件もそうだが、平成8年の当時はたしか議員数が42名だったと思うが、そこから減って議員定数も37名で、当時の状況から変わってきているので、会派で協議をしてそれぞれ協議結果を言えればいいと思う。



R3. 9. 29 AM 議会運営委員会

明神委員長 | それでは、この件については、各会派に持ち帰って検討の上、閉会日の議運で御協議いただきたいと思うので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 | ほかに、その他で何かないか。

(な し)

明神委員長 | それでは、協議事項は以上である。  
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、本日の本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。  
以上で、議会運営委員会を終わる。